

## 賛助会員規程

### (賛助会員)

第1条 一般社団法人新潟県作業療法士会定款第5条に従い、この法人の事業に賛同しこれを援助しようとする個人又は団体は、理事会の承認を経て賛助会員になることができる。

### (賛助会員の特典)

第2条 賛助会員である個人又は団体は、次の特典を受けることができる。

- (1) この法人が主催する研修会・講習会等で展示設備のある場合には、展示空間を無償で利用することができる。但し、設営にかかわる実費は当該賛助会員の負担とする。
- (2) この法人が発行する会員名簿・士会ニュース等に事務所・営業所、電話番号の他、営業品目・広告などを無料で掲載することができる。
- (3) 賛助会員の広告の大きさを以下の通りとする。

A会員:A4用紙の $\frac{1}{4}$ マス(タテ6 cm×ヨコ17 cm)以下

B会員:A4用紙の $\frac{1}{8}$ マス(タテ6 cm×ヨコ8 cm)以下

### (募金の制限)

第3条 この法人は、この法人が主催する研修会、講習会などに際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

### (規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1、この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2、平成13年10月1日改定
- 3、平成21年3月8日改定
- 4、平成25年7月6日改定